

お知らせ

開発行為により築造される道路について、構造基準が変更になります。
(「都市計画法による開発許可等について」の26ページ(6))

変更理由

現在の気象条件を反映した道路舗装構成の見直しを行ったため。

適用対象

開発行為許可申請日が、令和8年4月1日以降のもの。

変更前

(6) 道路の構造

車道部の舗装および路盤の標準構成(道路幅員6m~12mは、下図のとおりとする。
なお、補助幹線道路以上の道路については、別途道路管理者と協議すること。

密粒度ギャップアスコン※	t = 3cm	63cm
アス安定処理	t = 5cm	
下層路盤(切込砂利0~40)	t = 20cm	
凍上抑制層(切込砂利0~80)	t = 35cm	

※ 道路勾配や施工時期により仕上げ材が変わるため、道路建設課と協議すること。

変更後

(6) 道路の構造

車道部の舗装および路盤の標準構成(道路幅員6m~12mは、下図のとおりとする。
なお、補助幹線道路以上の道路については、別途道路管理者と協議すること。

密粒度ギャップアスコン※1	t = 3cm	35cm※2
アス安定処理	t = 5cm	
下層路盤(切込砂利0~40)	t = 27cm	46cm※2
密粒度ギャップアスコン※1	t = 3cm	
アス安定処理	t = 5cm	
下層路盤(切込砂利0~40)	t = 20cm	
凍上抑制層(切込砂利0~80)	t = 18cm	

※1 道路勾配や施工時期により仕上げ材が変わるため、道路建設課と協議すること。

※2 土質試験に基づき、土質区分が第1種または第2種建設発生土であることが確認された場合は総厚を35cmとし、第3種または第4種建設発生土であることが確認された場合は総厚を46cmとすること。